

# 老年薬学認定薬剤師制度規則

## 第1章 総則

第1条 本制度は、高齢者の薬物療法を支援する上で必要な総合的な知識と技量を有する優れた薬剤師を養成し、高齢者がより有効でかつ安全な薬物療法の恩恵を受けられるために貢献し、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、日本老年薬学会（以下本学会）は、日本老年薬学会老年薬学認定薬剤師制度（以下認定薬剤師制度）を制定し、高齢者の薬物療法についての専門家として一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を日本老年薬学会老年薬学認定薬剤師（以下認定薬剤師）として認定する。

## 第2章 認定制度を運用する機関

第3条 本学会は、本制度の運営にあたって認定薬剤師制度委員会（以下制度委員会）を設ける。

第4条 認定薬剤師制度の実施のため、制度委員会のもとに認定審査小委員会、認定試験小委員会、認定制度研修小委員会の小委員会を設ける。

2 各小委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定審査小委員会は、認定薬剤師の認定審査を行う。
- (2) 認定試験小委員会は、認定薬剤師の認定試験を行う。
- (3) 認定制度研修小委員会は、認定薬剤師の育成を目的とした研修を行う。

## 第3章 認定薬剤師

第5条 認定薬剤師の申請は以下の各項を満たす者とする。但し、理事会が認めた者についてはこの限りではない。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格および見識を備えていること。
- (2) 薬剤師免許を取得後3年以上経過していること。
- (3) 3年度以上引き続いて本学会の一般会員であること。
- (4) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師または日本医療薬学会認定薬剤師であること。（2024年度の申請から施行）
- (5) 本学会役員（理事、監事、評議員）、所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること。
- (6) 業務を通じて高齢者の薬物療法の有効性または安全性に直接寄与した症例を10症例報告できること。

- (7) 本学会の指定する研修などにおいて、施行細則に定める単位数を取得していること。
- (8) 本学会の指定する実技実習などにおいて、施行細則に定める項目数を受講していること。
- (9) 施行細則に定める認定試験を合格した者であること。※但し、暫定期間において認定が認められた後に本認定への移行を申請する際には、上記認定試験ではなく、移行措置に係る試験(Web 試験)に合格する必要がある。

第 6 条 申請者は、別に定める期日までに施行細則に定める書類等を提出し、審査料を納付するものとする。

第 7 条 認定審査小委員会は、申請者に対する認定審査を行い、認定薬剤師としての適否を審査し、その結果について制度委員会の議を経て、理事会に諮問する。

第 8 条 本学会理事会は、制度委員会の報告を受け、審議のうえ認定薬剤師を認定する。

第 9 条 認定審査合格者は施行細則に定める登録料を期日までに納付するものとする。そののち、代表理事は認定審査合格者の氏名及び所属を認定薬剤師登録原簿に登録、本学会ホームページ上に公示し、認定薬剤師の認定証を交付する。

第 10 条 認定薬剤師の認定は、5 年毎の更新制とする。更新の申請を行う者は、更新時に施行細則に定める要件を満たす必要がある。但し、施行細則に定める暫定期間に認定薬剤師の資格を得た場合、更新に係る期間に暫定期間は含まない。

第 11 条 認定された後、認定薬剤師としてふさわしくない行為を行った場合には、本学会理事会は、制度委員会の審議を経て、認定薬剤師の資格を取り消すことができる。

第 12 条 認定薬剤師は次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 本学会を退会したとき
- (2) 認定資格を辞退したとき
- (3) 認定資格を更新しなかったとき
- (4) 日本国の薬剤師の免許を喪失、返上、取り消されたとき

#### 第 4 章 規則の変更手続き

第 13 条 本規則の改廃は、制度委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

#### 附則

- 1. 本規則は、2017 年 1 月 1 日より施行する。

平成 29 年 1 月 1 日 施行

平成 29 年 1 月 7 日 一部変更  
平成 29 年 5 月 13 日 一部変更  
平成 30 年 5 月 12 日 一部変更  
令和 3 年 3 月 31 日 一部変更